

生徒規定

1 校内生活について

- 1.1 生徒は8時30分に着席を完了しておくこと。
- 1.2 登校後の外出は認めない。ただし、特別な事情による外出や早退をする場合はHR担任等の許可を必ず得ること。
- 1.3 生徒として不必要な物、多額の金銭を学校内に持ち込まない。貴重品等は担任に預けること。また所持品には全て記名すること。
- 1.4 許可なくして次のような行為をしてはならない。もし必要な場合は担任、学年及び生徒指導部の許可を得ること。
 - 1.4.1 校内で訪問者と面会すること。
 - 1.4.2 集会、宣伝などを行うこと。
 - 1.4.3 金銭の徴収、賃借や物品の賃借又は売買をすること。
 - 1.4.4 印刷物等の配布、掲示物の掲示をすること。
- 1.5 校内での携帯電話、スマートフォンの使用は原則禁止とし、電源を切りバッグの中に入れておくこと。使用が必要な場合は、担任等の許可を得ること。詳細は「携帯電話・スマートフォン等に関する規定について」による。
- 1.6 情報機器（スマートフォン、携帯電話やchromebook等）の使用にあたっては、個人情報やプライバシーを侵害する行為、著作権等の知的財産権や肖像権を侵害する行為、及び公序良俗に反するような行為、その他これらを助長する行為を行ってはならない。

2 校外生活について

- 2.1 他校の学校行事の見学・訪問・模試などによる外出は制服着用とする。
- 2.2 原則、夜間外出（22時以降）は禁止する。保護者の同意を受けずに外泊はしないこと。
- 2.3 各種遊技場への立ち入りは学校（熊本市高等学校生活指導連盟申し合わせ）の規則通りとする。カラオケボックス・ゲームセンター・パチンコ店・麻雀荘・その他高校生にふさわしくない施設、場所へは立ち入らない。
- 2.4 校外で補導を受けたり、事故が発生した場合等は、すみやかに学校に連絡（報告）すること。
- 2.5 通学及び交通については次のように定める。
 - 2.5.1 交通法規・交通マナーを遵守する。また、家族の自動車以外の相乗りは絶対しない。
※原付・自動二輪等、公共の場で運転するものの免許取得は原則認めない。
 - 2.5.2 自転車通学者は防犯登録を行い、自転車保険に加入し、自転車整備店で点検整備を受け「TSマーク」貼付の上、所定の自転車通学許可願を提出し許可を得ること。整備不良の自転車は使用しないこと。また通学に際しては、ステッカーを所定の位置に貼付すること。違反した者は、自転車通学許可を取り消すことがある。
 - 2.5.3 クロスバイク・ロードバイクで通学する際は必ずヘルメットを着用すること。
 - 2.5.4 自動車等の免許取得については次のように定める。
 - 2.5.4.1 自動車学校への入校は、3年生の2学期末考査終了以降、自動車学校入校許可願いを担任を通して生徒指導部交通安全係に提出し、授業に差し支えない場合のみ入校を許可する。
 - 2.5.4.2 免許の取得は、卒業式後とする。
 - 2.5.5 他人運転の單車後方に乗らないこと。

3 整容について

- 3.1 髪は清潔かつ品位ある髪型で、高校生としての活動に適当なものであること。
 - 3.1.1 パーマ、カール、染髪（脱色含む）及び、それに類する加工は一切禁止する。
 - 3.1.2 前髪は目にかからない程度に整えること。
 - 3.1.3 長い髪は肩の線に届いたら切るか、ゴム（黒・紺・茶）で束ねること。ヘアピンは派手でないもののみ許可する。
 - 3.1.4 ヘアーエクステンション、その他の装飾品の使用は禁止する。
- 3.2 指輪、ネックレス、ブレスレット、ピアス、カラーコンタクト等を身に付けることは禁止する。
- 3.3 眉は整える程度で、極端に剃ったり抜いたり、書き足したりしないこと。
- 3.4 化粧、マニキュア、ネイルアート等、これに類することは禁止する。

4 服装について

4.1 制服は学校指定のものとする。夏服・冬服の着用期間は定めない。式典、対外行事についても原則制服着用とする。

4.1.1 厳寒期は登下校時の防寒着を着用を認める。但し、華美でないものとし、原則校舎内では着用しない。体調面等の事情により授業中着用が必要な場合は、担任または授業担当者の許可を得ること。

4.1.2 セーターの着用は学校指定のセーターのみを認める。

4.2 靴はローファー、運動靴（ハイカット及びブーツ等は禁止）とする。

4.3 靴下は黒、紺の単色とする。式典や集会ではスクールソックスに準じるものを着用すること。

4.4 鞆や補助バッグは通学に適しているものを使用すること。

4.5 雨合羽は視認性の高い安全な製品のみ認める。自転車通学者については必須とする。

4.6 その他、次のように定める。

4.6.1 事情により正規の服装ができない場合は、担任に申し出る。

4.6.2 制服を補正する場合は、担任に申し出て、生徒指導部より制服補正許可の発行を願い出ること。許可なしでの補正は認めない。

5 アルバイトについて

アルバイトをする場合はアルバイト許可願を提出し、担任を通して学年会と生徒指導部へ相談して、許可を得ること。

5.1 学習等に支障をきたさない時刻。最大午後9時までとする。

5.2 次に該当する生徒は、アルバイトに従事することを許可しない。

5.2.1 学校成績に欠点科目のある者

5.2.2 職場への距離が著しく遠い者

5.2.3 遅刻・欠席の多い者

5.2.4 健康上、特に注意を要する者

5.2.5 職場が生徒に適当でないと思われる場合（夜間営業・酒類提供・満18歳未満の出入り禁止場所等）

5.2.6 その他、許可するのが不適当と思われる場合（担任、学年判断）

5.3 アルバイトに従事する生徒は、生徒証明証とともに許可証を携帯しなければならない。但し、雇用先情報記入用紙配布から許可証が出るまでの期間は仮許可とし、生徒証明証のみの携帯とする。

5.4 アルバイトで不測の事故が発生した場合、保護者の責任とする。

6 改定について

6.1 本規定を改定する場合は、学級、評議会、生徒総会を通し生徒から、また保護者、教員からの意見を収集する。

6.2 改定の決定は校長が行う。

付則

1 本規定は昭和54年1月1日より効力を発する。

2 令和4年3月31日、令和5年3月31日、令和6年3月31日一部改定

3 本規定の適用について、18歳に達した生徒は法律上成年となるが、本校に在籍中は上記の通りの取り扱いとする。